

19 経営第 3355 号

平成 19 年 9 月 12 日

都道府県知事 殿

農林水産事務次官

「農業委員会の選任委員の選定について」の一部改正について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号の規定による選任委員の具体的な選任に当たっては、「農業委員会の選任委員の選定について」（平成14年5月13日付け14経営第456号農林水産事務次官通知）により、委員への推薦及び選任がなされることが望ましい者が備えているべき学識経験の内容について周知徹底を図っているところであるが、農業委員会の役割がこれまで以上に重要となってきたことから、その更なる周知徹底を図るため、同通知を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、この旨御了知の上、貴管下市町村長及び農業委員会に対して周知願いたい。